

平成 29 年度国民健康保険県調整交付金について

1 概要

- ・ 県財政調整交付金は、国が調整するよりきめ細やかな調整や地域に応じた市町村の国保財政安定のために必要な取組（保健事業の推進等を通じた医療費の適正化等）に対し交付するもの。
- ・ 総額は医療給付費等の 9% に相当する額。
- ・ 内訳は普通調整交付金が 6%、特別調整交付金が 3% となっている。

2 特別調整交付金の交付基準の主な改定点（案）

※いずれも現時点での（案）であり、今後変更となる可能性があります。

（1）医療費適正化に関する事業

- ①ジェネリックの差額通知を発送していることへの交付
→市町村の取組み状況の進展を受け、付与するポイントを 3 ポイントから 1 ポイントに変更。

（2）適用の適正化に関する事業

- ①退職被保険者の適用の適正化に関する事業
→制度廃止による退職者医療制度への適用者数の減少を受け、付与するポイントを 3 ポイントから 1 ポイントに変更。

（3）保険料（税）適正賦課及び収納率向上に関する事業

- ①現年度分及び滞納分収納率の上昇に応じた交付
→現年度分及び滞納分収納率の上昇に応じて付与するポイントに上限を設定。国の保険者努力支援制度では、現年度分収納率 1% 以上（滞納分収納率は 5% 以上）の上昇を評価しており、国が評価しない部分を本交付金で評価する。

3 当面のスケジュール（予定）

- ・ ポイント部分について、先行して評価を実施（12月中旬までに）
- ・ 交付要綱、交付基準の送付（11月下旬までに）
- ・ 交付申請、交付決定（12月上旬）
- ・ 第1回目概算支払い（12月下旬）
- ・ 第2回目精算支払い（4月下旬）